

厚生労働省告示第百二十九号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第十六条第一項第四号の規定に基づき、石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能を次のように定め、平成十七年七月一日から適用する。

平成十七年三月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能

石綿障害予防規則第十六条第一項第四号の厚生労働大臣が定める性能は、特定石綿等（同令第二条第一項第三号に規定する特定石綿等をいう。）の粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置のフードの外側における一気圧の空気一立方センチメートル当たりを占める特定石綿（同項第二号に規定する特定石綿をいう。）の五マイクロメートル以上の繊維の数が五を超えないものとする。